

認知症のかたとご家族に、適時、適切なサービスと情報提供を行います

認知症の症状に応じた対応・支援体制を認知症ケアパスといいます。認知症を引き起こす疾患や身体状況などによ見通す参考としてください。表は、右に行くほど認知症が進行していることを示しています。認知症の相談はまずはか

り、必ずしもこの通りになるわけではありませんが、ご本人の様子により大まかな状況を把握していただき、今後をかりつけ医、京丹後市地域包括支援センター、地域の身近な介護相談窓口(社会福祉法人等)にお願いします。

認知症の度合い	気づき	軽度	中等度(日常生活に手助け)	重度(身体面での不自由さが複合する)	終末期
ご本人の様子(症状や行動)	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活は自立して過ごしている。 ●趣味や生きがいなども楽しむことができる。 ●家族や地域との交流、つながりがある。 ●もの忘れが見られ、日付を忘れてたり、物をよく失くして、探し物をしていることがしばしばみられる。 ●会話の中で「あれ」「これ」などの代名詞がよく出てくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活は、見守りがあれば、できる。 ●買物で必要なものを必要なだけ買うことができない。 ●調理の段取り、家計の管理などに支障を来す。 ●車の運転が不安になる。 ●大事な物を何処に管理したか思い出せずに、探し回ることが増え、人に盗られたと疑うことがある。 ●同じことを何度も話したり、聞いたりする。 ●不安感が増す時期。興味・関心を失うこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●手助けがあれば、簡単な生活動作はできる。 ●季節にあった服を選ぶことができなくなる。 ●服を着る順番がわからなくなる。 ●留守番や伝言を伝えることが難しくなる ●外出先から一人で戻れなくなることがある。 ●時間や場所がわからなくなることが増えてくる。 ●服薬管理ができなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●簡単なやり取りはできる。 ●歩行が不安定になり、転倒なども増えてくる。 ●トイレの失敗が増えてくる。 ●食べ物でないものも口に入れる。食事や入浴など一人でできず、介助が必要になる。 ●家族を認識できなくなってくる。 ●日常生活で常時介護が必要となってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●笑顔は比較的最後まで残ることがある。 ●言葉によるコミュニケーションが難しくなる。 ●表情が乏しくなり、刺激に対する反応が鈍くなる。 ●歩くことが困難となり、ほぼ寝たきりの状態となる。 ●介護なしには日常生活を送ることができなくなる。 ●口からの食事がとりにくくなる。
こんなふうに過ごしたい	地域や家族の中で役割がある。	気軽に相談したり、外出できる場所がある。	適切なサービスを受けながら、地域や家庭に本人の居場所がある。	本人・家族ともに気兼ねなくサービスを利用して、過ごすことができる。	本人の意思や希望にあわせて、家族や支援者に見守られ安心して過ごす。
対応のポイント	生活習慣病などを予防しましょう。生活のリズムを整えましょう。体を楽しく動かしましょう。(仕事でも遊びでも)	日常のさりげない声かけをしましょう。できることをしてもらいましょう。(安心感を与え、認知症の進行を緩やかにします)	本人ができることが何かを知り、できないことを支援しましょう。家族だけでかかえこまず、サービスを活用しましょう。家族会に参加したり、相談できる場所を見つけましょう。	介護する家族の健康に注意しましょう。声かけをしたり、笑顔で接しましょう。	医師などと相談して、安楽に過ごせるよう工夫しましょう。
(医療の受け方)	病気になったときに受けたい治療やケアについて、機会をみて本人と一緒に家族で話をしましょう。			お元気なときに本人と話し合った治療方法をもとに、再度確認しておきましょう。	本人が伝えていた意思や希望を主治医、介護関係者に伝えて共有しておきましょう。
地域の見守り社会資源	老人会/地区サロン 認知症カフェ 認知症初期集中支援チーム 認知症のひとと家族の会/家族会 認知症キャラバン・メイト 認知症サポーター/チームオレンジ 民生委員・福祉委員 京丹後市認知症高齢者等SOSネットワーク(事前登録) / 認知症あんしん補償事業/認知症高齢者位置探索サービス利用		時の初期費用補助/認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業/みまもりあいアプリ		
高齢者福祉サービス	安心生活見守り事業(緊急通報の装置) 配達弁当/食の自立支援サービス(特別食・治療食) 認知症あんしんサポート相談窓口 京丹後市地域包括支援センター/地域の身近な介護相談窓口(社会福祉法人等)	介護者教室/認知症の方を介護する介護者教室			
介護予防サービス	健やか生きがい教室・健やか訪問支援				
介護サービス		短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 訪問入浴 訪問看護・訪問リハビリテーション 通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護 訪問介護 居宅介護支援事業所(介護サービス計画作成) 小規模多機能型居宅介護			
医療	外来通院(かかりつけ医)	外来通院(認知症疾患医療センター、もの忘れ外来、精神科)	入院(精神科病院)	往診・訪問診療(かかりつけ医)	
		居宅療養管理指導			
施設系サービス	ケアハウス サービス付き高齢者向け住宅 有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護老人保健施設 介護老人福祉施設		
成年後見・権利擁護	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業) 任意後見制度 成年後見サポートセンター(京丹後市地域包括支援センター)	法定後見制度 補助	保佐 後見		
自動車の運転について		認知症と診断された場合、運転禁止(道路交通法) / 運転免許	証を自主返納された場合に交通機関の乗車券などを進呈		